報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	清 水　宏 樹
登録番号又は法人番号	１６０８１９０４
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	ﾘﾉﾊﾞｰｽ行政書士事務所
事務所所在地	東京都港区港南４－６－８－３８０３
処分年月日	令和８年９月２９日（理事会議決日）
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む） （東京都行政書士会会則第２３条第１項第３号）
上記処分をした理由	被処分者は、在留資格認定証明書交付申請業務等について、申請人又は申請代理人から直接の依頼を受けることなく、第三者を介して受任し、また、本人確認義務を怠り、第三者の指示に従い、申請書類の確認等をすることなく、２年間にわたり１００件強もの申請取次等を繰り返した。さらに、架空の領収証を発行するなど、行政書士としての信用を害し、行政書士の制度そのものに対する信頼も害した。 これらの行為は、行政書士法、その他関係法令に明確に違反、違背するものであり、極めて悪質なものと言わざるを得ない。 以上の理由から上記の処分を科す。
上記処分の根拠となった 法令及び会則の条文	一　行政書士法第１０条（行政書士の責務） 二　行政書士法第１３条（会則の遵守義務） 三　行政書士法施行規則第６条第１項（業務の公正保持等） 四　行政書士法施行規則第９条第１項（法令又は依頼の趣旨に反する書類の作成） 五　行政書士法施行規則第１０条（領収証） 六　東京都行政書士会会則第１８条第１項（会員の責務等） 七　東京都行政書士会会則第２８条の２（領収証） 八　東京都行政書士会倫理規程第３条第２項（事実の虚構） 九　東京都行政書士会倫理規程第７条（虚偽の事実の作出）